

## 「屋外広告物に関するガイドプラン」の一部改正について

### 1 改正理由

平成 29 年 10 月 1 日より、大阪市景観計画が改正・施行されることとなり、同計画において新たに設定される重点届出区域（御堂筋地区、堺筋地区、四つ橋筋地区、なにわ筋地区、土佐堀通地区、中之島地区）においては、従来の屋外広告物条例施行規則で定めている許可基準を上回る制限が行われることになっている。

屋外広告物法第 6 条第 1 項によれば、屋外広告物条例は景観計画に即して定めるものとされていることから、新たに屋外広告物許可基準を追加するため、大阪市屋外広告物条例施行規則の一部を改正するとともに、「屋外広告物に関するガイドプラン」の一部を同計画の施行（H29.10.1 施行）に合わせて改正するものである。

### 2 改正内容

新たに設定される、景観計画の重点届出区域と「屋外広告物に関するガイドプラン」の指定地区が重複するため、「屋外広告物に関するガイドプラン」の一部地区を削除するとともに、⑨道頓堀地区については、別添のとおり一部改正する。

改正後の地区

- ① 大阪駅前地区 （削除）
- ② 難波高島屋前地区 （削除）
- ③ 本町通地区
- ④ 堺筋地区 （削除）
- ⑤ 上町台地地区
- ⑥ 平野地区
- ⑦ 西淀川地区
- ⑧ 此花地区
- ⑨ 道頓堀地区（一部改正）  
（9 地区 ⇒ 6 地区に変更）

⑨道頓堀地区改正（案）抜粋

#### 壁面広告物

表示面積は 1 / 2 以下、ただし、道頓堀川に面する壁面とそれに隣接する壁面のうち 1 面までは 4 / 5 以下とする。

**※御堂筋、堺筋に面する面は  
大阪市景観計画の重点届出  
区域の基準を優先する。**

### 3 ガイドプラン基準

別添「ガイドプラン基準一覧表」

### 4 改正日

平成 29 年 10 月 1 日